

令和2年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和2年3月10日（火）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

4番 三須 清一

5番 大井 栄一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 欠席委員

3番 嶺岸 勝志

5. 出席事務局職員

局長 増田 浩四郎

次長 大井 一郎

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

農政課主査長 廣瀬 弘忠

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただ今から令和2年第3回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 成島誠委員

8番 川村泉治委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第4号の合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」で、2件です。

議案第2号は「農地法第5条の規定による許可申請について」で、2件です。

議案第3号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、30件です。

議案第4号は「農用地利用配分計画（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議します。

なお、〇〇委員が賃借権の設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第18条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の田二筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆の合計3筆、合計面積は2,401m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇の道路をはさみ、東側です。位置図は議案資料の4ページをご覧ください。

賃借権を設定するものです。農業経営規模を拡大するため農地を賃借するもので、譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約8.3ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間250日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番の質疑に入ります。

〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

三須清一会長 議案第1号整理番号1番についてご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員の着席を確認)

三須清一会長 次に、議案第1号整理番号2番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号2番の説明をいたします。議案資料は8ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇〇地先の田一筆の合計二筆、合計面積は3,982m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇の東側約80mと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東約330mです。位置図は議案資料の11ページ及び12ページをご覧ください。

賃借権を設定するものです。農業経営規模を拡大するため農地を賃借するもので、譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号2番について調査結果を報告します。譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地のみで約2.1ヘクタールです。農作業従事日数は本人と妻が年間300日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番は原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をいたします。議案資料は16ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は757m²です。所在地はJR〇〇線〇〇駅の西側約750mです。位置図は議案資料の19ページをご覧ください。

譲受人は建設業や太陽光発電事業等を行っている一般社団法人日本住宅工事管理協会です。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、農業のノウハウがなく、自ら太陽光発電事業を行うには資金面やメンテナンス面からできないと判断しました。そのため所有権を移転して農地転用し、太陽光発電施設を譲受人が行います。

事業費は土地代金〇〇〇万円、整備費〇〇万円、施設建設費〇〇〇万〇、〇〇〇円等で、総事業費は〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円です。全額自己資金で賄い、金融機関の残高証明で確認しています。

なお、東京電力への売電価格は1kw当たり税込み〇〇.〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は、南側に大きな樹木や建物がなく、日中を通じて太陽光を得ることができ、太陽光発電事業用地として適しています。そのため太陽光発電事業を目的とする譲受人が農

地転用を伴う所有権移転を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透で処理し、用水は使用せず、排水もありません。発電所は周辺土地への日照、通風等による影響は少なく、また周辺農地への土砂流出の対策として外周に防護柵用ネットフェンスを設置します。

また、工事中は資材搬入及び施工時に事故が起きないように工事現場の安全衛生に努めるとともに、施工後は事業用地としての状態を維持するよう管理に努め、障害等が発生した場合には速やかに対処するものです。

さらに、隣接農地所有者に事業概要や被害防除対策について説明を行い、理解を得ており、埋蔵文化財発掘の届出も行っています。

目的の実現の確実性については、経済産業省の事業認定があり、隣接同意を受けています。資金は全額自己資金で行うとのことで、銀行の残高証明により確認できることから問題は無いと思われま

す。以上のことから、第1調査会では農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号2番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があっ

たのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号2番の説明をいたします。議案資料は28ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は352m²です。所在地は〇〇〇〇〇の北西側約217mです。位置図は議案資料の31ページをご覧ください。

申請理由は、所有権を移転し、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、現在持ち家がなく、将来的に家族が増えた時に備えるため、父名義の土地を贈与で取得できるからです。

事業費は建設費〇,〇〇〇万円で、全額借入金で対応するとしています。金融機関の事前審査結果で確認しています。

他法令については都市計画法29条が該当し、開発行為の許可申請を行っているところです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号2番について調査結果を報告します。譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画地は平坦地で、埋め立て等も必要なく、道路に接道しています。父から贈与で取得して利用するものです。

汚水、雑排水、雨水は南側道路のU字溝に接続し、給水は南側道路既設水道を使用します。燃料はプロパンガスまたは電気を使用します。

なお、隣接農地には日照や通風等の影響はなく、親戚である所有者に説明し、意見は「特になし」とのことです。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番は原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、〇〇委員が利用集積計画の設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページからとなります。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は37ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆、面積は1,646m²です。借受者は有限会社今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号2番、使用貸借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は549m²です。借受者は〇〇〇〇〇の方で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆で、面積は934m²です。借受者は〇〇〇〇〇の方で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆で、面積は1,097m²です。借受者は〇〇〇〇〇〇の方で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は野菜、卵を2ヶ月ごとに〇,〇〇〇円から〇,〇〇〇円相当です。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は1,209m²です。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号6番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇字〇〇地先の地目・畑4筆、田6筆、合計10筆で、合計面積は1万1,147m²です。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号7番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田二筆、〇〇〇地先の地目・田一筆、合計3筆で、合計面積は9,830m²です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号8番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆、面積は1,506m²です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号9番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・田一筆、面積は2,571m²です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号10番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇字〇〇地先の地目・田一筆、〇〇〇字〇〇〇の地目・田一筆、〇〇〇字〇〇〇の地目・田一筆の合計3筆で、合計面積は7,074m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号11番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・田3筆、合計面積は8,847m²です。借受者は有限会社今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号12番、使用賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の地目・畑一筆、面積は1,018m²です。借受者は帝人ソレイユ株式会社で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号13番、使用賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の地目・畑一筆、面積は1,018m²です。借受者は帝人ソレイユ株式会社で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号14番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は669m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号15番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑二筆、合計面積は1,296m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号16番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、

面積は 454m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 17 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑6筆、合計面積は 5,660m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 18 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は 393m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 19 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は 1,193m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 20 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は 135m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇,〇〇〇円です。

整理番号 21 番、賃借権を再設定する農業用施設農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・雑種地一筆、面積は 63m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇,〇〇〇円です。

整理番号 22 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑3筆、合計面積は 1,959m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 23 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑3筆、合計面積は 1,132m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 24 番、賃借権を再設定する農業用施設農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の一部、地目・雑種地3筆、合計面積は 81m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇,〇〇〇円です。

整理番号 25 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑二筆、合計面積は 928m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 26 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑二筆、合計面積は 1,592m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は年額〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号 27 番、賃借権を再設定する農業用施設農地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の一部、地目・雑種地一筆、面積は 92m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は年額〇,〇〇〇円です。

整理番号 28 番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・田一筆、面積は 3,032 m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号 29 番、整理番号 30 番の借受者は農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。

整理番号 29 番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田二筆、合計面積は 5,203m²です。貸付者は〇〇の方です。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号 30 番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。貸付者は〇〇〇の方です。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号整理番号1番、11番の借受者の経営面積は借受地を含めて約32.7ヘクタールです。農業従事日数は代表者が年間253日、妻が100日、子が270日、子の妻が45日です。農業施設、大型業機械等を一通り揃えています。

整理番号2番、3番の借受者の経営面積は借受地を含めて約0.6ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間280日で、父と母が120日です。農業施設、トラクター、管理機、農用自動車等を揃えています。

整理番号4番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.11ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日です。耕運機、管理機、刈払い機を揃えています。

整理番号5番、6番の借受者の経営面積は借受地を含めて約2.1ヘクタールです。農業従事日数は年間250日です。管理機、草刈り機、田植え機を揃えています。

整理番号7番、8番、9番の借受者の経営面積は借受地を含めて約2.3ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間200日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号10番の借受者の経営面積は借受地を含めて約5.2ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日、母が100日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号12番、13番の借受者の経営面積は借受地のみで約0.4ヘクタールです。農業従事日数は社員2名がそれぞれ年間180日、230日、業務委託契約者3名は100日が2名、35日が1名、障害者6名が約30日です。トラクター、耕運機、草刈り機等を揃えて

います。

整理番号 14 番から 27 番までの借受者は我孫子市で、高野山市民農園跡地及び旧水生植物園を我孫子市手賀沼沿い農地活用計画に基づき、使用するものです。

整理番号 28 番の借受者の経営面積は借受地を含めて約 7.6 ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻、子の夫が年間 300 日で、子の妻が 200 日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号 29 番、30 番は借受者が農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会、この後農用地利用配分計画案に基づき、権利設定するものです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号整理番号 1 番から 6 番及び 10 番から 30 番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号整理番号 1 番から 6 番及び 10 番から 30 番は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第 3 号整理番号 7 番から 9 番に対する質疑に入ります。

〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

三須清一会長 それでは 7 番から 9 番に対して何かご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号7番から9番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員の着席を確認)

三須清一会長 続いて、議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」を審議します。

なお、〇〇委員が利用配分計画の設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の19ページをお開きください。議案資料は51ページからとなります。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」。農用地利用配分計画（案）についてこの会の意見を求めます。提出日令和2年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定」により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による中峠ほかの田の貸付に係る計画案を作成するものです。計画の詳細は農政課より説明いたします。

廣瀬弘忠農政課主査長 農政課の廣瀬です。よろしくお願いいいたします。私から農用地利用配分計画について説明いたします。

農用地利用集積計画のうち、千葉県園芸協会に貸し付けをする2件が農用地利用配分計画の対象となります。利用集積計画の詳細については議案書18ページをご確認ください。議案資料51、52ページが配分計画の詳細です。

では、内容についてご説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手へ貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行

っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となります。今回の配分を受ける経営体はこれらの原則を満たしていると考えられます。

では、今回の案件をご説明いたします。

今回の案件は〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は〇〇の田二筆、〇〇〇の田一筆です。担い手は対象農地の近隣地を既に耕作しており、分散錯圃の解消につながります。また、当該農地の所有者が担い手への貸し付けを強く希望しております。

農政課からの説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第4号の権利設定に対する質疑に入ります。

〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

三須清一会長 続いて、田村副調査会長から調査結果の報告をお願いします。

田村星寿副調査会長 それではご報告申し上げます。議案資料の51ページをお開きください。

農用地利用配分計画(案)に基づき、〇〇の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は同資料52ページからの現況地目・田3筆、合計面積が8,203m²です。第1調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 議案第4号の権利設定についてご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用配分計画(案)について」に対しては「付すべく意見

はなし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号の権利設定については原案どおり決定することにいたしました。

それでは〇〇委員、〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員、〇〇委員の着席を確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は高齢者福祉施設です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。転用目的・事由は3件とも住宅です。

報告第3号は「農地法第3条の2の規定による届出書について」で、1件受理しました。事由は相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会令和2年第3回総会を閉会いたします。